平成２４年（フ）第４２５号
東京都昭島市上川原町３丁目８番20号
債務者　黒原　賢祐
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６８３号
横浜市都筑区早渕１丁目４番９号　コスモハウスＢ102
債務者　有澤　春美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８１号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平４番５―403号
債務者　今井　雅美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６０号
横浜市瀬谷区上瀬谷町７番地７　アルトポンテ103
債務者　宮村　日高
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９６号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅９棟405号
債務者　岩佐　孝子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５６号
横浜市緑区鴨居５丁目８番３号　ドルフィン鴨居101号
債務者　菅野　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８号
熊本県天草市新和町小宮地804番地１
債務者　ＫＯＴＳＵＪＩ　ＭＡＲＩＡＴＥＲＥＳＡ　ＴＩＰＡＩＴ
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１１号
熊本県天草市有明町上津浦2452番地１
債務者　小森恵里奈
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後２時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第２７号
愛媛県西予市宇和町稲生825番地５
債務者　平田由美子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月９日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第６０号
釧路市昭和中央１丁目34番４号
債務者　玉置　拓己
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１号
岡山市北区青江１丁目16番６号　アビタシオンあおえ107号
債務者　宮谷　政延
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２号
岡山県赤磐市桜が丘東４丁目４―40、住民票上の住所岡山県赤磐市桜が丘東２丁目２番地213
債務者　本荘　　明
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０２号
岡山市東区藤井250番地19
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１２号
北海道北見市花園町46番地の35
破産者　有限会社シリウス社
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
埼玉県本庄市日の出３丁目５番４号
破産者　有限会社黒沢運送
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７０６号
千葉県習志野市花咲２丁目９番４号、開始決定時の住所千葉県習志野市香澄１丁目３番８―204号
破産者　三橋　　稔
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係